

キャンペーン広報資料

別添1 ポスター

*****1

別添2 パンフレット(チェックリスト)

*****3

別添3 受給者へのお知らせ(年金記録確認のお願い)

*****5

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を！

いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

あらためて、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、
ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

若い頃に勤めていた
記録が見つかった

結婚前の旧姓の
記録が見つかった

名前の読み方が
誤って登録されていた
記録が見つかった

例
年額 98万円▶234万円

例
年額 43万円▶154万円

例
年額 0円▶137万円

こんな方は
ぜひ、ご確認を！

- 転職が多い
- 姓(名字)が変わったことがある
- いろいろな名前の読み方がある

年金記録の確認は「ねんきんネット」が簡単・便利！

ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。

□ いつでも最新の年金記録を確認できます！

「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。

□ 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

年金に加入されていない期間、標準報酬月額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、
わかりやすく表示されています。

□ 平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、
ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

お問い合わせ先

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

 **0570-058-555**

※050または070から始まる電話で

おかげになる場合▶03-6700-1144

【受付日時】 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00

*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用になれません。

「もれ」や「誤り」の心配があるときには

▼下記の「メモ欄」に思い当たる期間、思い当たる状況を記入例をご参照のうえ、ご記入ください。

記入例	思い当たる期間	思い当たる状況(事業所名・当時の勤務場所・お住まい、その他調査の参考となる事項)
	S.45.4～S.46.3	杉並区高井戸西で○○株式会社(事業主:年金太郎)に勤めていた
	S.58.9～S.59.3	標準報酬額が126千円となっているが、160千円だった

メモ欄	思い当たる期間	思い当たる状況(事業所名・当時の勤務場所・お住まい、その他調査の参考となる事項)

▼下記の枠内に、基礎年金番号または年金証書番号など、必要事項をすべてご記入ください。

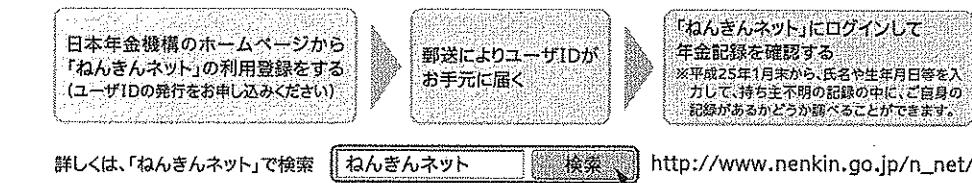
基礎年金番号 または 年金証書番号	(マリガキ) 氏名	(マリガキ) 旧姓	
生年月日	年号の□に「レ」印 をつけてください	<input checked="" type="checkbox"/> 明治 <input checked="" type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日
住所	〒	電話番号	()

※ご相談の際には、ご自身の年金手帳(お持ちでない場合は身分証明書)をご持参ください。

なお、ご本人ではなく代理の方がお越しの場合は、委任状と代理の方の身分証明書も併せてご持参ください。

年金記録があ手元にないときには

1 「ねんきんネット」に登録する



2 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」で申し込む

専用ダイヤルにお電話いただき、「ねんきんネット」の年金記録の送付をお申し込みください。▶後日、郵送いたします。

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル
0570-058-555

●受付日時 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金事務所または市町村で配布するチラシ(全4ページ)

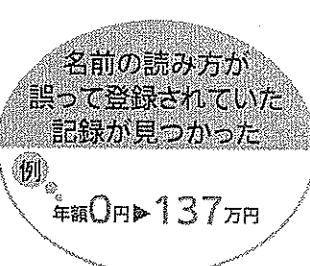
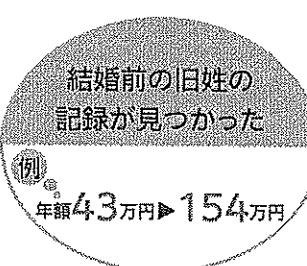
あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

パンフレット

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。
ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。



「ねんきんネット」で
ご確認を!

- ▶「未加入」となっている期間は要チェック。ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ▶平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。

ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

年金記録確認のチェックポイント

お手元に「ねんきんネット」の年金記録や、以前お送りした「ねんきん定期便」などをご用意のうえ、ご確認ください。

お手元にないとき

「ねんきんネット」にて登録いただくか、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください(詳しくは裏面をご覧ください)。

1 「ねんきんネット」で確認する場合

昭和25年9月10日生まれの方の例

年度	年齢	各月の年金記録の状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和45年度	20歳	/	/	/	/	/	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和46年度	21歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和47年度	22歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
昭和48年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和49年度	24歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年

※「未加」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月(共済組合に加入していたため国民年金、厚生年金等に加入していないかった期間を含む)、「国年」または「厚年」=国民年金または厚生年金に加入していた月の意味です。

2 「ねんきん定期便」などで確認する場合

昭和25年9月10日生まれの方の例

※①「ねんきん特別便」、②「厚生年金加入記録のお知らせ」(年金を受給されている方)、
③平成21年4月~22年3月にお送りした「ねんきん定期便」(年金を受給されている方以外)でご確認ください。

これまでの『年金加入履歴』です					
お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください					
お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。 ※現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。 ※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。					
年齢	加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※このお知らせの見方は、パンフレットの4~5ページをご覧ください。					
1	厚年	○○商事	昭和46.4.1	昭和46.11.5	7
2	厚年	△△株式会社	昭和46.11.5 (空いている期間があります)	昭和48.4.1	17
3	国年	第1号被保険者	昭和49.4.1	昭和50.4.1	12

「未加入」となっている期間(共済組合員期間を除く)は要チェック!

以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間
働いていなかった

- 学生であったが国民年金に加入していた。
- 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。

この期間
働いていた

- 退職後、結婚し姓が変わった。
- いろいろな名前の読み方がある。
- 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。
- 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。
- 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。
- 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
- 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- 試用期間中に退職した。
- 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

●上記以外にも、記録の「もれ」や「誤り」がある場合があります。

●上記のリストは、記録が「未加入」となっている場合のチェックポイントです。この他、保険料を納付したにもかかわらず「未納」となっていたり、標準報酬額(給与の平均を区切りのよい一定の額ごとに区分し、納めていただく保険料額の計算の基とするもの)が実際と異なっていることなどもありますので、「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」などでご確認ください。

お心当たりのある方は、裏面のメモ欄に思い当たる内容をご記入のうえ、お近くの年金事務所等にご相談ください。

※ 7月以降発送分のレイアウトイメージ

料金後納郵便

親展

○ ○ ○ ○ ○

xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

年金記録確認のお願い

宛出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
年金記録の持主を探しています。
このハガキは皆様にお送りしています。
矢印の方向へゆきついでない方に開いてください。
(外に落している場合は、よく見てから開いてください)

「ねんきんネット」で、ご確認を

▶ いつでも最新の年金記録を確認できます!
ご家族の助けて受けた年金記録を見た方もいらっしゃいます。

▶ 持ち主不明の記録を検索できます!

▶ 年金の支払いに関する通知書を画面で確認できます!

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』
(お問い合わせの際は、照会番号もしくは
基礎年金番号をお知らせください。)
0570-058-555 (ナビダイヤル)
050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144 (一般電話)
(受付時間) 月～金曜日 午前 9:00～午後 8:00
第2土曜日 午前 9:00～午後 5:00
*祝日(第2土曜日を除く)12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの場合は

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7

○ 詳しくは、「ねんきんネット」で検索

「ねんきんネット」の利用方法

日本年金機構のホームページから、「アクセスキー」で利用登録を行ってください。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索

「かたのアクセスキー」

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7

○ 詳しくは、ユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本次到着後、3ヶ月です。お早めに申し込んでください。
(有効期限後は、ホームページの「アクセスキー」をお持ちでない方)から利用登録を行ってください。5日程度でユーザIDを郵送いたします。

○ 利用登録の際には、「基礎年金番号」の入力が必要になりますので、お手元に「年金證券」、「年金振込通知書」等をご用意ください。

○ すでに利用登録がお済みの方にも、行き違いで「アクセスキー」を送付してしまう場合もありますが、再度の登録は不要です。

このマークは、音声コードです。
目的不自由な方には、
このお知らせに関する情報を
音声で聞くことができます。



あなたの 気になる年金記録 もう一度、ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。しかし、いままだ約2,200万件の持主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

若い時に 持っていた、 記録を見つかった	持続前の旧姓の 記録が見つかった	名前の読み方が 誤って登録されて いた記録が 見つかった。
年98万円→234万円	年243万円→154万円	年0円→137万円

▶ 厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、近故年会への影響が及ぶことから、ご遺族の方からお申し出を受け、照合作業を行います。ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

「ねんきんネット」で確認する場合

昭和25年9月10日生まれの方の例

年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1930-45年	20歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1936-45年	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳
1942-45年	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳
1948-55年	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳

*「未納」=20歳以上60歳未満の期間のうち、年金制度に未加入であった月(扶養組合等に加入していたため、国民年金、厚生年金等に加入していないかった期間を含む)の意味です。
「誕年」=厚生年金に加入していた月の意味です。

**年金記録がないときには、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」に
お電話ください(裏面)。**

○ 学生であったが国民年金に加入していた。
○ 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた。(既婚61年3月以前に終了)。

○ 退職後、結婚した人が変わった。
○ いろいろな名前の読み方がある。
○ 手書きであって本名と異なる名前で勤めた。
○ 両親があつて本名と異なる名前で勤めた。
○ 両親の名前と本名で勤めた。
○ 両親の名前と本名で勤めた。
○ 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返していた。
○ 労務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
○ 保険の外交員、新聞記者などとして勤めていた。

お心当たりのある方は、思い当たる
内容について、年金事務所等にご相談ください。